

熊本県農林水産部工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「熊本県請負工事成績評定要領」(以下「評定要領」という。)について、必要な事項を定めることにより、農林水産部、広域本部農林(水産)部及び地域振興局農林部(以下「農林水産部等」という。)が所管する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 成績評定の対象とする工事は、評定要領第2条に規定された評定の対象工事のうち、農林水産部等が所管する工事とする。

ただし、別表に示す工事については、評定の対象としない。

(評定者)

第3条 成績評定を行う者(以下「評定者」という。)は次の者とする。

- (1) 熊本県工事検査規程(昭和43年熊本県訓令甲第20号)第7条で規定された検査員
- (2) 総括監督員: 工事担当課班長以上の者
- (3) 主任監督員: 工事の担当者

2 所属長は、人事配置上やむを得ない場合は、前項第2号の規定にかかわらず、総括監督員を別に選任することができる。

(工事成績採点表等の添付)

第4条 主任監督員は、出来形部分検査、中間検査及び一部しゅん工検査の要請又は任命伺いに「工事成績採点表」、「考査項目別運用表(検査員用)」、「施工プロセスチェックリスト」及び「工事成績評定表」を添付するものとする。

2 主任監督員は、しゅん工検査の要請又は任命伺いに「工事成績採点表」、「細目別評定点採点表」、「考査項目別用表(主任監督員用、総括監督員用、検査員用)」、「施工プロセスチェックリスト」及び「工事成績評定表」並びに請負者が提出する「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況調書」を添付するものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、評定要領第5条により行うものとする。

- 2 一工事に複数の検査員、総括監督員及び主任監督員がいる場合は、それらの者が協議のうえ評定を行うものとする。
- 3 評定は検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等は考慮しない。ただし、検査の結果手直しが生じた場合は、手直し前の状態を対象とする。

(評定の時期)

第6条 評定の時期は、評定要領第6条によりそれぞれ評定を行うものとする。

(評定結果の作成)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定要領第7条に基づき「工事成績採点表」及び「細目別評定点採点表」により評定結果を採点し、その結果を「工事成績評定表」に記録するものとする、

2 評定者は、前項の規定により、評定結果を作成する場合には、「考査項目別運用表留意事項」、「施工プロセスチェックリスト」及び「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況調書」を考慮するものとする。

(様式等)

第8条 この要領の施行に必要な書類の様式等は、次の各号とする。

- | | |
|------------------------------|---------------|
| (1) 工事成績採点表 | 別記様式第1 |
| (2) 細目別評定点採点表 | 別記様式第2 |
| 考査項目別運用表 (主任監督員用) | 別紙—1 (1)～(7) |
| 考査項目別運用表 (総括監督員用) | 別紙—2 (1)～(3) |
| 考査項目別運用表 (検査員用) | 別紙—3 (1)～(20) |
| 考査項目別運用表留意事項 | 別紙—4 |
| 施工プロセスチェックリスト | 別紙—5 |
| (3) 工事成績評定表 | 別記様式第3 |
| (4) 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況調書 | 別記様式第4 |

附則

1. この要領は、平成15年4月1日から適用する。
2. この要領は、平成21年4月1日から適用する。
3. この要領は、平成22年4月1日から適用する。
4. この要領は、平成26年12月1日から適用する。
5. この要領は、平成28年4月1日から適用する。

(別表) 工事成績評定の対象としない工事

工 事	工 事 内 容
森林整備工事	植栽、下刈、本数調整、枝落とし等
工作物の解体工事	取壊し、撤去等
緊急応急工事	災害等の初期活動で、緊急かつ迅速な対応が不可欠であるもの
草刈り、剪定のみの工事	
海岸等の機能回復工事	海岸等に漂着した一般廃棄物などを収集し、運搬処分する工事
土砂等撤去工事	治山ダム、流路工、落石防護柵等に堆積した土砂、立木の撤去のみの工事
工作物の新設・移設工事	農業用ハウスの新設・移設等
機器の部品交換のみの工事	※機器の更新工事は評定対象